

兵庫県公報

平成30年7月24日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（生活支援課）	1

公布された法令のあらまし

●生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第44号）

生活保護法の一部改正により、知事は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保護者等であつて、大学、専修学校等の特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給することとされたことに伴い、当該支給の申請に係る申請書の様式を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月24日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第44号

生活保護に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

生活保護に関する手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第86号）の一部を次のように改正する。

目次中「就労自立給付金」の右に「及び進学準備給付金」を加え、「・第23条」を「一第25条」に改める。

第4章の章名中「就労自立給付金」の右に「及び進学準備給付金」を加える。

本則に次の2条を加える。

（進学準備給付金支給申請書）

第24条 省令第18条の9第1項本文の申請書は、様式第58号による。

（進学準備給付金支給決定通知書等）

第25条 知事は、省令第18条の9第1項の規定による申請があつた場合において、進学準備給付金を支給することを決定したときは様式第59号の進学準備給付金支給決定通知書により、進学準備給付金を支給しないことを決定したときは様式第60号の進学準備給付金申請却下通知書により、その旨を被保護者に通知するものとする。

様式第57号の次に次の3様式を加える。

様式第58号（第24条関係）

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者（大学等の特定教育訓練施設に入学する者）

住所又は居所

氏名

印

年 月 日生

進学準備給付金支給申請書

生活保護法による進学準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。
記

- 1 世帯主の氏名
- 2 入学先の特定教育訓練施設の名称
- 3 入学に伴う転居の有無
 有 (転居先) 無
- 4 希望する支給方法
 口座振込み
 (振込先)

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通預金・当座預金	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

その他 ()
様式第59号 (第25条関係)

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事



進学準備給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金の支給を、下記のとおり決定したから通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 進学準備給付金の支給日及び支給方法
- 3 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

注 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣 (県民局長がした処分については、兵庫県知事) に対して審査請求をすることができます。

さらに、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

この処分の取消しの訴えは、生活保護法第69条の定めにより、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 生活保護法第65条第2項の定めにより、審査請求が棄却されたものとみなされる時。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第60号 (第25条関係)

第 号
年 月 日

様

兵庫県知事



進学準備給付金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請された生活保護法による進学準備給付金について、下記の理由により支給できないから却下します。

記

1 却下の理由

2 この通知が申請書受理後14日を経過した理由

注 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に厚生労働大臣（県民局長がした処分については、兵庫県知事）に対して審査請求をすることができます。

さらに、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に裁判所に対して兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

この処分の取消しの訴えは、生活保護法第69条の定めにより、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 生活保護法第65条第2項の定めにより、審査請求が棄却されたものとみなされるとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。